



「変化」に対応する

東松島市商工会
会長 橋本 孝一



新年あけましておめでとう
ございます。
皆様におかれましては、
健やかに新春をお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。
例年であれば、「新年賀詞
交歓会」を開催し、会員皆
様に直接ご挨拶を申し上げ
るところではございますが、
新型コロナウイルス感
染症拡大防止の観点から、
「名刺交換会」として規模
を縮小しての開催となった
ことから、このような形で
のご挨拶となりましたこと
をご容赦いただきましたこと
じます。
さて、昨年は、東京オリ
ンピック・パラリンピック
が開催され、日本人選手が
活躍する等、明るい話題も
多くありました。

しかしながら、一昨年から続
く新型コロナウイルス感染
拡大防止の取り組みとして、
外出自粛や時短営業、休業要
請等が行われ、多くの事業者
が消費の減退や観光客の減
少等の影響を受けた年でも
ありました。
新型コロナウイルスの影
響は国内外、多方面に出てお
り、今まで築いてきたものが
一瞬で吹き飛ばされた感が
あります。サプライチェーン
による海外での部品の調達
が困難になる、従業員がコロ
ナに感染し工場閉鎖、長引く
外出自粛等による旅行業界
やホテル業、外食産業の危
機、文化関係の自粛等、キリ
がないほどの経済的打撃に
加えて、最近では、ガソリンの
高騰、半導体不足、原材料の
値上がり等で経営者にとつ
て今まで以上に厳しい状況
に直面しています。
中国の古典の知恵で「窮す
れば変ず、変ずれば通ず、通
ずれば久し」という言葉があ
ります。困ったときは、変わ
っていかねければならない、
変われば通じるようになり、
通じれば長く続くというこ

とのようです。
今まで通りということが
通らなくなってきた今、経営
者は、どうすれば会社、従業
員を守るか、何ができるか
を考えるために、時代に沿っ
た新しい発想が必要となる
と思います。
今年も寅年。「環境が変化
し新たな種が芽吹く年」と捉
え「自社に内在する成長を見
つめ直して新事業の展開に
向け歩みを進める年」と言え
るかもしれません。
こうした中で、東松島市商
工会は地域に根差した唯一
の経済団体として、あらゆる
施策を活用しながら、東日本
大震災並びに新型コロナウイルス
感染症の影響からの
早期回復と事業の廃止や後
継者不足への対応を最優先
に、地域商工業者の支援に取
り組んでいくとともに、航空
祭・夏祭り等イベントの再開
等地域振興に取り組み、東松
島市の活性化に全力を尽く
したいと思っております。
結びに、会員皆様方のご健
勝とご繁栄を心よりご祈念
申し上げます、新年の挨拶とい
たします。

「新年名刺交換会」を開催

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止した「新年賀詞交歓会」を今年は、
参集者の限定・食事なし等の感染症対策を万全に「新年名刺交換会」として1月5日（水）にプレセ
ティア内康にて開催いたしました。

東松島市は東京五輪の聖火到着地
であり、スポーツ健康都市宣言も掲げ
ていることから特別講演として東京
オリ・パラ競技大会組織委員会会長の
橋本聖子参議院議員から「東京大会の
成果と課題」～レガシーの継承を発展
に向けて～をテーマに基調な講演を
いただきました。



商工会現況 会員数 789名（一般会員 719名、定款会員 34名、特別会員 36名） R3.12.23 現在
商工業者数 1,060名 小規模事業者数 858名 組織率 67.8%

【本 所】 東松島市矢本字河戸 7 TEL82-2088 FAX83-2293
【鳴瀬支所】 東松島市小野字中央 2 1 - 1 TEL87-2026 FAX87-3195

青年部・女性部活動・地域振興

青年部活動

青年部では、令和4年1月24日に青年部員のチャレンジ精神の醸成・経営ノウハウ習得のため、ふるさと納税の仕組みや活用について学ぶことを目的とした研修会「地域におけるふるさと納税の活用について」を開催しました。返戻品事業者としてのルールや売れるための工夫について理解を深め、資金調達手段としてのふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて学び、大変有意義な講習会となりました。

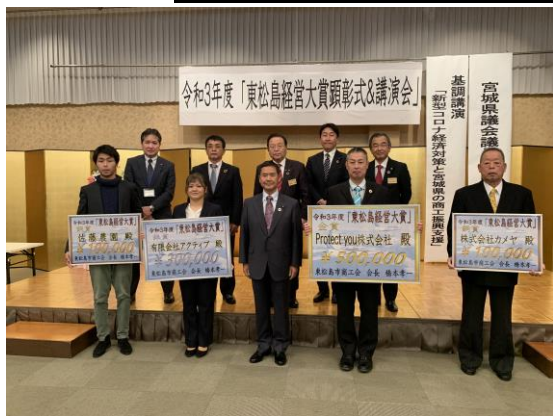


女性部活動

女性部では、令和3年12月12日に岩手県雫石商工会女性部とのおもてなし交流事業を行いました。嵯峨溪遊覧後、汐さいの宿ちどり館にて昼食をとり、部員交流会を実施し、互いの事業活動等の情報交換と親睦を深めました。コロナ禍のため規模を縮小しての実施でしたが、有意義な交流会となりました。また、令和4年1月14日のどんと祭では甘酒と玉こんにゃくを部員一丸となって販売し、1年の無病息災を祈願しました。



東松島経営大賞顕彰式&役員等との交流会開催



去る12月23日、第3回「東松島経営大賞」の顕彰式が東松庵で開催され、受賞者への賞状及び賞金の授与が行われました。「東松島経営大賞」は、現状または将来懸念される問題・課題の解決策となる新たな取り組みを後押しし、地域企業の将来設計意識を醸成することで地域振興の一助とすることを目的として、(株)橋本道路様の協賛により実施されています。

今年度は「自社の商品やサービスを見つめ直し、現状や将来懸念される問題・課題を克服するための新商品開発や販路開拓等（生産性向上等）の新たな経営計画策定による持続的発展の取組」をテーマとして、積極的に経営課題解決に取り組むための事業計画を策定し、実行しようとする事業所を顕彰いたしました。

顕彰式終了後には地域商工業者の代表である役員等が国・県の支援施策を理解し、広く周知することを目的として、高橋宗也県議から「新型コロナウイルス対策と宮城県の商工振興」について基調講演をいただきました。



賞	受賞者（高得点順）
金賞（50万円）	Protect you(株)
銀賞（30万円）	(有)アクティブ
銅賞（10万円）	佐藤農園
銅賞（10万円）	(株)カメヤ

最高得点の Protect you(株)は自身の介護の経験や実証実験による介護施設の介護員の声を製品開発に反映するなど、利用者ニーズを明確に捉えた製品であるとともに、既に意匠権登録や生産・協力体制も整っていることなどが高く評価されました。

経営情報

税務個別相談会のお知らせ

所得税・消費税申告の相談会を開催します。お早目に申し込みください。

(1) 税務申告相談日（商工会職員対応）

相談日程	2月16日（水）～3月9日（水） ※土日・祝日除く
時間	午前9時30分～正午（受付は午前11時30分まで） 午後1時～4時（受付は午後3時30分まで） ※1事業所あたり1時間程度を予定
場所	東松島市商工会 矢本本所 及び 鳴瀬支所

(2) 税理士による税務申告相談

開催場所	日時（正午～午後1時除く）	担当税理士
矢本本所	2月16日（水） 午前10時～午後4時	山本英寿 税理士
	2月25日（金） 午前10時～午後4時	齋藤 茂 税理士
	3月 4日（金） 午前10時～午後4時	山本英寿 税理士
	3月 9日（水） 午前10時～午後4時	齋藤 茂 税理士
鳴瀬支所	2月25日（金） 午前10時～午後4時	高橋 囲 税理士
	3月 4日（金） 午前10時～午後4時	高橋 囲 税理士

上記（1）（2）ともに予約が必要です。相談は無料です。



◆予約・お問い合わせ先

東松島市商工会 矢本本所（☎82-2088）／鳴瀬支所（☎87-2026）

金融相談会のお知らせ

日本政策金融公庫石巻支店の担当者が資金需要にスピーディに対応するため相談会を開催致します。

日時：令和4年2月17日（木） 午前10時～午後4時

3月17日（木） 午前10時～午後4時

場所：東松島市商工会 矢本本所（矢本字河戸7）

※予約制となります。お申込・お問合せは商工会まで

融資制度の紹介【マル経融資】

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、公庫の要件を満たす方

対象資金	設備資金・運転資金
対象資金	2,000万円
貸付利率	1.21%（12月末日現在）
貸付期間	設備資金10年以内 運転資金 7年以内
その他	無担保・無保証人

※東松島市の利子補給制度をご利用できます

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定程度以上の売上が減少している事業者に対して、事業の継続・回復を支援するための給付金です。

申請期間

2022年1月31日(月) ~ 5月31日(火)

給付対象

下記①と②を満たす中小法人・個人事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準日)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

$$\text{給付額} = \text{基準期間※1の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響

以下①～⑨のいずれかによる影響を受けて売上が減少している方が対象です。

①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請	②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止	③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
④海外の都市閉鎖その他のコロナ関連規制	⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少	⑥顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと
⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限	⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請	⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

※上記の影響について、その裏付けとなる書類の追加提出を求められる場合があります。

相談窓口：0120-789-140 受付時間：8:30-19:00(土日・祝日含む)

詳しくは、「事業復活支援金HP」をご覧ください。上記「相談窓口」にご連絡ください。